

鳴門教育大学臨床心理実習支援オフィス規程

令和 3 年 12 月 8 日

規程第 32 号

改正 令和 4 年 3 月 9 日規程第 19 号

令和 8 年 3 月 11 日規程第 47 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成 16 年学則第 1 号）第 19 条の 2 及び第 20 条の規定に基づき、鳴門教育大学臨床心理実習支援オフィス（以下「臨床実習支援オフィス」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 臨床実習支援オフィスは、鳴門教育大学大学院学校教育研究科（以下「本学」という。）の公認心理師及び臨床心理士養成に係る実習の円滑な実施のため、実習及び進路指導等に関する各種支援業務を行うことを目的とする。

(業務)

第 3 条 臨床実習支援オフィスは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の実習指導、実習相談及び進路指導に関すること。
- (2) 実習に係る予算管理に関すること。
- (3) その他臨床実習支援オフィスの企画・運営に関すること。

(室員)

第 4 条 臨床実習支援オフィスに、室長、副室長及びコーディネーターを置く。

(室長)

第 5 条 室長は、本学の人間教育専攻心理臨床コース臨床心理学領域（以下「臨床心理学領域」という。）に属する教員のうちから学長が指名する。

- 2 室長は、臨床実習支援オフィスの業務を統括する。
- 3 室長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副室長)

第 6 条 副室長は、室長の推薦に基づき学長が指名する者をもって充てる。

- 2 副室長は、室長の業務を補佐する。
- 3 副室長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(コーディネーター)

第 7 条 コーディネーターは、パートタイム職員とする。

2 コーディネーターは、臨床心理学領域及び学生支援部教務課と連携し、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の実習指導及び実習相談に関すること。
- (2) 実習機関等との連絡調整及びスケジュールに関すること。
- (3) その他臨床実習支援オフィスの業務運営に必要な事項に関すること。

(臨床実習支援オフィス会議)

第8条 臨床実習支援オフィスは、必要に応じ臨床実習支援オフィス会議を開催する。

2 室長は、臨床実習支援オフィス会議を招集し、その議長となる。

3 議長は、臨床実習支援オフィス会議に副室長、コーディネーターのほか、臨床心理学領域に属する教員及び学生支援部教務課等から必要と認めた者の出席を要請することができる。

4 臨床実習支援オフィス会議は、業務に関する具体的対応について協議、検討する。

5 前項の結果は、守秘義務に抵触することを除き、室長から理事（教育・改革・国際担当）に報告するものとする。

（事務）

第9条 臨床実習支援オフィスに関する事務は、学生支援部教務課において処理する。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、臨床実習支援オフィスに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。